

令和 7 年度 秩父市森林整備事業補助金 Q&A

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

秩父市森林整備事業補助金の取り扱いは、秩父市森林整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、本 Q&A によるものとします。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。

1. 事業の創設について

（問 1－1） 本事業創設の経緯は何か

（回答）

本事業は、埼玉県が実施する「彩の国みどり基金」を活用して行う「水源地域の森づくり事業」（以下「県基金事業」という。）の取扱が令和 3 年度に変更となったことに伴い、県と市町村の役割分担により、ダム上流域の保安林を対象とする県基金事業に対し、それ以外の森林を対象に、県基金事業と同趣旨の事業を令和 4 年度に創設しました。そのため、本事業の取扱の多くは県基金事業を準用しています。

2. 補助対象者について（交付要綱第 2 条関係）

（問 2－1） 市内事業者や秩父市民に対象者が限られるのか。

（回答）

事業を実施する森林が秩父市内の森林であれば対象となります。逆に市外の森林は市内事業者等であっても対象外になります。

（問 2－2） 自伐林家、個人事業主、NPO や任意団体でも森林所有者又は森林所有者から委託を受けた者であれば補助対象者となるのか。

（回答）

対象となります。ただし、施工面積や作業道の開設距離を算出するための測量や実行経費を算出するための人件費の算定等を行える必要があります。難しい場合は、秩父地域森林林業活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する森林環境譲与税補助事業のうち「小規模林業者等支援事業補助金」の活用を検討してください。

3. 補助対象森林について（交付要綱第 3 条関係）

（問 3－1） 森林経営管理制度に基づく経営管理実施権の設定を受けた森林も対象となるのか。

(回答)

対象となります。

(問 3－2) 県基金事業と同様に条件不利（高標高等）森林のみが対象となるのか。

(回答)

交付要綱第 3 条では制限しておりませんが、交付要綱第 1 条の趣旨を踏まえれば、結果的に事業が実施される森林の多くは条件不利森林になってくるかと思われま。

条件不利でなく森林経営計画の作成が可能な森林については、極力、埼玉県が実施する「森林循環利用促進事業」（以下「国庫補助事業」という。）の活用を検討してください。なお、条件不利森林でなくても国庫補助事業の対象とならない場合は、本事業の活用をご検討ください。

(問 3－3) ダム上流域の森林の施工地に保安林が少しでもあれば対象外となるのか。

(回答)

県基金事業の実施要領（以下「県基金事業要領」）の別紙 2－3 の 2（1）アにおいて、「ダム上流の保安林を 50％以上含む団地」（林分が分散している場合は、自動車での移動時間が 30 分程度までの範囲を団地とすることができる）とされていますので、本事業では「ダム上流の保安林が 50％未満の団地」であれば対象とします。判断が難しい場合は市担当者までご相談ください。

4. 補助対象事業について（交付要綱第 4 条関係）

(問 4－1) 補助対象事業（針広混交林造成事業、荒廃森林再生事業）の具体的な内容は何か。

(回答)

県基金事業と同様に以下の内容となります。

(1) 針広混交林造成事業

① 針広混交林造成のための強度間伐

※伐採率は法令等の制限内とします

② 植生導入のための枝打ち

③ 針広混交林造成のための作業道開設・改良

※作業道の開設にあたっては「埼玉県森林作業道作設指針」の規定によるものとします。）

(2) 荒廃森林再生事業

① 荒廃森林再生のための広葉樹等植栽

② 荒廃森林再生のための獣害防止柵設置等

③ 獣害防止柵の点検修繕

5. 補助対象経費について（交付要綱第5条関係）

（問5－1） 補助対象経費としてどういうものを計上できるのか。

（回答）

補助対象経費は下表のとおりとなります。

区分	内容
資材費	事業を実施するのに必要な資材（燃料、消耗機材等を含む）に要する経費
労務費	事業を実施するのに必要な労務に要する経費。労務費の算定については別紙1の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする
機械器具損料及び賃料	事業を実施するのに必要な機械器具損料及び賃料
運搬費	事業を実施するのに必要な機械器具等の運搬に要する費用
仮設費	事業を実施するのに必要な仮施設の設置、撤去に要する費用
準備費	事業を実施するのに必要な準備及び後片付けに必要な費用 （事業地の調査及び森林所有者との調整等の事業を実施するうえで直接必要となる経費も含む）
安全費	事業を実施するうえで必要な安全対策等に要する費用
現場管理費	安全訓練等に要する費用、法定福利費（現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額）、事務用品費（事務用消耗品）、通信交通費（通信費、交通費及び旅費）
測量・設計費	事業を実施するのに必要な測量・設計に要する費用
委託費・請負費	事業の一部を委託又は請負による実施に要する費用 ※ 本経費の実行経費は契約金額とする。この場合、上記の経費を対象とする。また、補助対象事業を実施する者が課税対象事業者の場合は、契約金額から消費税相当額を減産する。

6. 補助金の額について（交付要綱第6条関係）

（問6－1） 別に定める単価は何か

（回答）

単価は交付申請時点で有効な県基金事業の補助金単価表によるものとします。なお、補助金単価表（針広混交林造成事業）別紙の「間伐補助金単価の適用に係る留意事項」についても準用しますのでご注意ください。その際「知事」を「市長」に読み替えてください。

(問 6－2) 県基金事業と同様に作業道開設については 200m/ha を補助の上限としているのか。

(回答)

県基金事業と同様に作業道開設については 200m/ha を補助の上限とします。

7. 補助金の交付申請について (交付要綱第 7 条関係)

(問 7－1) 交付申請期限はいつまでか。

(回答)

令和 7 年度は令和 8 年 1 月 31 日までとします。

(問 7－2) 交付申請書に必要な添付書類は何か。また様式はあるのか。

(回答)

交付申請書の添付書類、様式は次のとおりです。

- ①秩父市森林整備事業計画書 (別紙 2)
- ②森林所有者との事業実施に関する協定書 (別紙 3)
- ③森林所有者との森林作業道開設及び使用に係る同意書 (別紙 4)
- ④農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (個別規範：林業) 事業者向けチェックシート (別紙 5)

(問 7－3) 県基金事業では事業計画書を提出し、承認を受けた後に交付申請を行っていたが本事業では同様のスキームとしないのか。

(回答)

本事業では事業計画書の承認行為を行うことはしませんが、事前に市担当者と調整のうえ、交付申請書の添付書類として提出いただくこととしています。

8. 交付決定等について (交付要綱第 8 条関係)

(問 8－1) 交付要綱第 8 条第 2 項に規定する市長が交付決定に当たり付す条件とは具体的に何か。

(回答)

交付要綱等関係法令の遵守、会計等関係書類の整備・5 年間の保存、森林の 5 年以内の転用制限などになります。

9. 変更交付申請等について (交付要綱第 9 条関係)

(問 9－1) 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

(回答)

以下のいずれかに該当する場合とします。

- ①事業費の 3 割以上の増減
- ②事業量の 3 割以上の増減

10. 実績報告について（交付要綱第10条関係）

（問10-1） 実績報告書に必要な添付書類は何か。また様式はあるのか

（回答）

実績報告書の添付書類、様式は次のとおりです。

- ①秩父市森林整備事業実績総括表（別紙6）
- ②事業完了後の写真（任意様式）
- ③実測図及び測量野帳（任意様式）

11. 補助金額の確定について（交付要綱第11条関係）

（問11-1） 市が行う調査はどのように行うのか。

（回答）

後日、市が定める調査内規に基づいて実施します。現時点では現地調査及び書類審査等、県基金事業を準用する形で行うことを予定しております。調査にあたっては現地立会等にご協力をお願いいたします。

12. その他

（問12-1） 年度当初に要望調査のうえ予算を割り当てるのか。

（回答）

予算の割り当てはせず、先着順で交付決定します。ただし、7月31日までは1申請者につき700万円を交付決定額の限度とします。それ以降については限度額は指定せず、先着順で交付決定します。なお、申請額が予算額（18,630千円）に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

交付決定状況については、市担当者まで問い合わせのうえ確認してください。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。